

シルバー・サポーター制度周知用パンフレットデータ作成業務委託仕様書

1 委託業務名

シルバー・サポーター制度周知用パンフレットデータ作成業務委託

2 目的

高齢者の運転免許自主返納促進において、自主返納を支援するシルバー・サポーター制度の周知が必須である。運転免許の自主返納を検討している高齢者や自主返納した高齢者を適切に支援するため、シルバー・サポーター制度の周知用パンフレットデータを作成する。

3 委託期間

契約締結日から令和3年1月29日（金）まで

4 業務内容

シルバー・サポーター制度の周知用パンフレットデータ作成に当たり、パンフレットの構成等の企画や協賛事業者への取材、パンフレットデータの作成等の関連業務一式を行う。受託者は次の事項に留意し、パンフレットデータを制作する。

(1) 掲載内容

ア シルバー・サポーター制度の説明

(ア) シルバー・サポーター制度の概要に関すること

(イ) 自主返納の申請に関すること

○ 自主返納できる者の基準

○ 自主返納の申請場所、受付時間

○ その他自主返納に関すること

(ウ) 運転経歴証明書に関すること

○ 運転経歴証明書の概要

○ 運転経歴証明書を申請できる者の基準

○ 運転経歴証明書の申請場所、受付時間

○ その他運転経歴証明書に関すること

イ 協賛事業所の紹介

(ア) 協賛事業所の店名、所在地、連絡先

(イ) 特典内容、利用条件

(ウ) 協賛事業所の募集案内

(エ) その他

(2) 仕様等

ア 表紙

表紙は高齢者に対してこの冊子がシルバー・サポーター制度の周知であることがわかりやすく、興味を得やすいものとする。

イ 構成

協賛事業所については、下記の業種別に区分し、一覧表（以下、「協賛事業所一覧表」とする）にして掲載すること。

また、冊子の冒頭に目次を設けるとともに、市町村別に検索できるよう市町村別の索引も設けること。

No.	区分	No.	区分
1	タクシー	7	自転車
2	バス	8	金融機関
3	買物	9	医療・介護・マッサージ
4	飲食	10	冠婚葬祭
5	温泉・娯楽	11	その他
6	自動車		

ウ デザイン

デザインについては、上記(1)の掲載内容の項目に基づいて、イラスト、写真等を使用した高齢者にとって分かりやすいものとするとともに、高齢者が読みやすい文字の大きさ、色等とする。

エ 規格等

(ア) 規格

A4版

(イ) ページ数

概ね80ページ（編集状況によって増減があります）

(ウ) 協賛店舗数

約1,300店舗（約290事業所）

(3) 取材方法や掲載内容の確認等

あらかじめ、委託者は協賛事業所に対し、掲載内容に関するアンケートを実施する。受託者は、アンケート結果を元に不明点、不足点及び未回答の事業者を中心に取材を行い、制作作業を進めることとする。

掲載内容については、当該協賛事業所への校正刷りの送付、その他適切な方法で誤り等の有無を確認すること。

掲載内容の確認結果については、委託者に書面等の方法で報告するものとする。

なお、確認に際し、協賛事業所から支援内容の変更等の申し出があった場合は、適時、委託者に連絡することとする。

また、当該協賛事業所が閉店状態であった場合は、委託者と協議すること。

(4) 冊子データの提出

受託者は、冊子データを委託者に提出するものとする。

ファイル形式は、原則PDFデータ及びAiデータとするが、これにより難しい場合は、協議の上決定する。

(5) 著作権等

本事業の履行過程で作成した協賛事業所一覧表のデザイン等については、成果品の引き渡しを受けた時点で、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）、意匠権の一切を埼玉県に帰属するものとする。

(6) 納入場所

埼玉県庁第3庁舎1階 県民生活部防犯・交通安全課内

5 業務実施上の条件

(1) 業務実施に当たっては、全体責任を有し、かつ同種パンフレット作成業務の経験を有する者を管理者として配置するものとし、契約の締結以降完成まで交替しないことを原則とする。

(2) 受託者は、契約締結後速やかに本業務全体のスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。また、業務実施に当たっては、委託者と協議の上で行うことし、作業の進捗状況について随時報告すること。

(3) 本業務の中で使用する画像、技術等において、既に他者が著作権や所有権等を有する場合、必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。

(4) 受託者が本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、承認を得ること。

再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

(5) 成果物の引き渡し後1年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、委託者と協議の上、修正等必要な措置を無償で講ずること。

(6) 委託者は可能な範囲で本業務の実施に必要な資料を受託者に提供するものとする。

(7) 受託者は関係法令を順守し、業務に当たること。

6 その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合、双方協議して解決する。

- ・ 今回制作するパンフレットデータについて、委託者は原則として、期間を定めずに協賛事業所一覧表等の編集・増刷ができるものとする。